

各公共施設利用料の減免規定について

施設名	条 例	規 則	免除額
1 交流ホール	<p>■精華町交流ホールの設置及び管理に関する条例 町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>■精華町交流ホール管理規則 町長は、条例第7条の規定により、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める使用料を減免することができる。</p>	① 町又は町の執行機関たる委員会等が行う事業	全額免除
		② 区又は自治会がその本来の目的達成のために行う事業	全額免除
		③ 町外機関や団体が行う事業で、町又は町の執行機関たる委員会等が共催又は後援する場合の事業	全額免除
		④ 町内の社会教育関係団体又は社会福祉団体がその本来の目的達成のために行う事業	5割減額
		⑤ 町以外の官公署がその主たる目的のために行う事業	5割減額
		⑥ ④の団体が加入する町外の団体がその本来の目的達成のために行う事業	5割減額
		⑦ ②又は④以外の町内の個人又は団体が行う事業のうち町長が特に必要と認める事業	3割減額
		⑧ その他町長が特に認める事業	町長が定める額
2 コミュニティホール	<p>■精華町コミュニティホールの設置及び管理に関する条例 指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、利用料金を減免することができる。</p> <p>1. 公用又は公共の用に使用するとき 2. その他この条例に基づく規則等の規定に該当するとき</p> <p>■精華町コミュニティホール管理規則 指定管理者は、次の各号に定める事項に該当する場合、当該各号に定める利用料金を減免する。</p>	① 町又は町の執行機関たる委員会等が行う事業	全額免除
		② 区又は自治会がその本来の目的達成のために行う事業	全額免除
		③ 町外機関や団体が行う事業で、町又は町の執行機関たる委員会等が共催又は後援する場合の事業	全額免除
		④ 町内の社会教育関係団体又は社会福祉団体がその本来の目的達成のために行う事業	5割減額
		⑤ 町以外の官公署がその主たる目的のために行う事業	5割減額
		⑥ ④の団体が加入する町外の団体がその本来の目的達成のために行う事業	5割減額
		⑦ その他指定管理者が特に認める事業	町長が定める額
3 かのき苑	<p>■精華町地域福祉センターかのき苑設置及び管理に関する条例 町長は、公益上その他の特別の理由があるときは、使用料を減免し又は免除することができる。</p> <p>■精華町地域福祉センターかのき苑管理規則 入浴料を除く使用料の減免は、次の各号に定める場合とする。</p>	① 精華町老人クラブ連合会に所属する単位老人クラブ	全額免除
		② 本町在住の満65歳以上の高齢者及び身体障害者手帳の交付を受けた者	全額免除
		③ 精華町在住の心身に障害を認められる者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者	全額免除
		④ 本町が主催する会議及び事業	全額免除
		⑤ 社会福祉団体が主催する会議及び事業	全額免除
		⑥ 区又は自治会が主催する会議及び事業	全額免除
		⑦ 本町以外の官公署がその主たる目的のために行う会議及び事業	5割減額
		⑧ 利用者の2/3以上が精華町内に在住する人を含む団体で、町長が特に認めた団体	5割減額
		⑨ その他町長が特に認めた場合	
4 華工房	<p>■精華町地域資源総合管理センター華工房の設置及び管理に関する条例 町長は、公益上その他の特別の理由があるときは、使用料を減額し又は免除することができる。</p> <p>■精華町地域資源総合管理センター華工房管理規則 町長は、研修室の使用に限り、次の各号に定める事項に該当する場合、当該各号に定める使用料を減免する。</p>	① 町または町の執行機関たる委員会等が行う事業及び公共公益期間や団体が行う事業で、町または町の執行機関たる委員会等が共催する事業	全額免除
		② 区または自治会がその本来の目的達成のために行う事業	5割減額
		③ 町が認める農家組合または営農組合、営農団体等がその本来の目的達成のために行う事業	5割減額
		④ その他町長が特に認める事業	町長が定める額
5 むくのきセンター	<p>■精華町立体育館・コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>■精華町立体育館・コミュニティセンター管理運営規則 1. 教育長は、条例第7条の規定により、次の各号の一に該当する場合は、使用料を減免することができる。 ①公用又は公共の用に供するとき ②その他特別の理由があるとき 2. 前項の規定により使用料を減免する範囲及び減免率は、別表に掲げる減免基準による。</p>	① 町又は教育委員会等が主催する事業	全額免除
		② 町又は教育委員会等が後援する事業	全額免除
		③ 区又は自治会がその本来の目的達成のために行う事業	全額免除
		④ 社会教育関係団体が行う事業	全額免除
		⑤ 町内の保育所、幼稚園及び小・中学校が保育、教育の一環として行う事業	全額免除
		⑥ 障害者及び高齢者(65歳以上)の福祉の増進を図る事業	全額免除
		⑦ 社会教育関係団体に所属する登録団体が活動の一環として使用する場合	5割減額
		⑧ その他教育長が必要と認める事業	5割減額
6 打越台	<p>■精華町都市公園条例 町長は、次の各号の一に該当する場合、使用料を減免することができる。</p> <p>1. 公用又は公共の用に供するとき 2. その他町長が特別の理由があると認めるとき</p>	<p>■精華町体育施設管理運営規則 教育長は、条例第9条第4項の規定により使用料を減免する場合は、「精華町立体育館・コミュニティセンター管理運営規則」の規定を準用する。</p>	同上
7 池谷公園			
8 木津川河川敷			
9 ほうその運動公園	<p>■精華町都市公園条例 同上</p> <p>■ほうその運動公園管理規則 条例第9条第4項第2号の使用料を減免する場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p>	① 使用者の2分の1以上が、精華町在住の65歳以上の者である場合	全額免除
		② 使用者の2分の1以上が、精華町在住の18歳以下の者である場合	全額免除
		③ 区又は自治会が主催する事業で使用する場合	全額免除
10 町立学校施設	<p>■精華町立学校施設使用条例 町長が特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>■精華町立学校施設の開放に関する規則 教育長は、条例第6条第2項の規定により、次の各号の一に該当する場合は、使用料を減免することができる。</p>	① 町又は教育委員会等が主催する事業	全額免除
		② 町又は教育委員会等が共催する事業	全額免除
		③ 開放学区の自治会又は子ども会がその本来の目的達成のために行う事業	全額免除
		④ 社会教育関係団体が行う事業	全額免除
		⑤ 町内の保育所、幼稚園及び小・中学校が保育、教育の一環として行う事業	全額免除
		⑥ 社会教育関係団体に所属する登録団体が活動の一環として使用する場合	5割減額
		⑦ その他教育長が必要と認める事業	5割減額

資料6

減免規定を減免対象と施設ごとにその減免割合の一覧表

減免対象	施設										
	交流ホール	コミュニティホール	かのき苑	華工房	むくのきセンター	打越台	池谷公園	木津川河川敷	ほうその運動公園	町立学校施設	
行政利用											
町又は町の執行機関たる委員会等が行う事業	全額	全額		全額							
本町が主催する会議及び事業			全額								
町又は教育委員会等が主催する事業					全額	全額	全額	全額		全額	
行政との共催・後援事業											
共催	全額	全額		全額						全額	
※共催の場合、行政主催ともいえるため、明確な規定がなくても行政利用規定と重複											
後援	全額	全額			全額	全額	全額	全額			
本町以外の行政利用(町以外の官公署が行う会議・事業)	5割	5割	5割								
区・自治会などの利用											
区又は自治会がその本来の目的達成のために行う事業	全額	全額		5割	全額	全額	全額	全額			
区又は自治会が主催する会議及び事業			全額								
区又は自治会が主催する事業で使用する場合									全額		
開放学区の自治会又は子ども会がその本来の目的達成のために行う事業										全額	
その他の団体等											
社会教育関係団体	5割	5割			全額	全額	全額	全額		全額	
社会福祉団体	5割	5割	全額								
町内の社会教育関係又は社会福祉団体が加入する町外の団体	5割	5割									
町内の個人団体が行う事業のうち町長が特に必要と認める事業	3割										
精華町老人クラブ連合会に所属する単位老人クラブ			全額								
満65歳以上の高齢者及び身体障害者手帳の交付を受けた者			全額								
町在住の心身に障害を認められる者			全額								
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者			全額								
障害者及び高齢者(65歳以上)の福祉増進を図る事業					全額	全額	全額	全額			
町が認める農家組合・営農組合・営農団体等				5割							
保育所・幼稚園・小中学校が保育教育の一環として行う事業					全額	全額	全額	全額		全額	
※町内のうち幼稚園のみ私立校があり、保育所・小中学校は町立のため行政利用の規定と重複											
社会教育関係団体に所属する登録団体が活動の一環として使用する場合					5割	5割	5割	5割		5割	
利用者の2/3が町内在住者を含む団体で特に認めた団体			5割								
使用者の1/2以上が町在住の65歳以上の者である場合									全額		
使用者の1/2以上が町在住の18歳以下の者である場合									全額		
その他町長・指定管理者・教育長が必要と認める事業	町長が定める額	町長が定める額	減免非記載なし	町長が定める額	5割	5割	5割	5割		5割	